

「瀬戸市市民活動災害補償制度」のご案内

瀬戸市では町内会・市民活動団体等の公益的な活動を安心して行えるよう、活動中の事故に対する補償制度を設けています。

※ 瀬戸市市民活動災害補償制度は、事故に伴うすべての費用を補償するわけではありません。また、補償内容は必要最低限のものとなっています。より充実した補償を必要とする場合は別途保険に加入することをご検討ください。

1 補償の対象となる方

(1) 賠償補償の対象となる方

瀬戸市、瀬戸市が出資した法人またはこれに準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者及びスタッフ

(2) 傷害補償の対象となる方

市民活動の指導者及びスタッフ、**参加者**

○対象となる団体は、**5人以上で構成され、瀬戸市内に本拠地を有する市民団体で事前に登録申請された団体**です。

〈注意〉

- ・活動の見学者等は対象となりません。
- ・市民活動を行う場所と補償対象者の住所地との往復途中の事故については、指導者、スタッフは対象となりますが、参加者の方は対象となりません。

2 補償の対象となる市民活動

「補償の対象となる方」が行う活動のうち、次の項目を満たすものが対象です。

- ① 活動が計画的・継続的に行われていること
- ② 無報酬で行うこと（交通費など費用弁償は除く）
- ③ 公共の利益を目的とした活動であること
- ④ 政治、宗教又は営利を目的とする活動でないこと
- ⑤ 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと

〈注意〉

瀬戸市に届出をした場合であっても、団体のあらゆる活動が補償の対象となるものではありません。それぞれの**団体が行う公共的・公益的な活動が対象**となりますのでご承知おきください。

3 対象となる具体的な活動の例

社会教育活動	○スポーツ・レクリエーション活動 ○文化・芸術活動 など
社会福祉・社会奉仕活動	○高齢者・障がい者への援護活動 ○募金活動（共同募金等） など
青少年健全育成活動	○青少年非行防止活動 ○子ども会、ガール・ボーイスカウト など
市主催事業等への参加・手伝い	○防災訓練、市民まつり等への運営協力 ○講演会・映画鑑賞会 など
市民団体の管理下における地域社会活動	○交通安全活動 ○献血奨励・住民検診の手伝い など

4 補償の対象とならないもの

賠償保障	傷害補償
<ul style="list-style-type: none"> ・故意による損害 ・洪水、地震等天災による災害 ・同居の親族に対する賠償責任 ・自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意、けんか、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故 ・無資格運転、酒酔い運転による事故 ・自身の脳疾患、疫病、心神喪失による事故 ・ハングライダー等危険なスポーツによる損害

5 補償制度の利用方法

- ・本制度の適用を受けるには、**事前の団体登録が必要**となります。
- ・活動内容や代表者などについて、所定の様式により届出をお願いいたします。
- ・届出の窓口は、活動分野を所管する市役所担当課となります。
- ・届出の窓口が不明の際は、まちづくり協働課までお問合せください。
- ・団体名および代表者が変更となった際には変更届が必要となります。ただし、自治会、公民館、地域力向上組織、地区社協については、市において変更事項を把握しているため変更の手続きは必要ありません。

6 補償の内容

1 賠償補償

市民活動の主催者や活動に従事する人が、市民活動に伴い、誤って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる保険です。

事故の種類	支払い限度額	
身体賠償事故	1人につき	1億円
	1事故につき	1億円
財物賠償事故	1事故につき	1億円



2 傷害補償

市民活動中「急激かつ偶然かつ外来の事故等」によって怪我した場合に支払われる保険です。

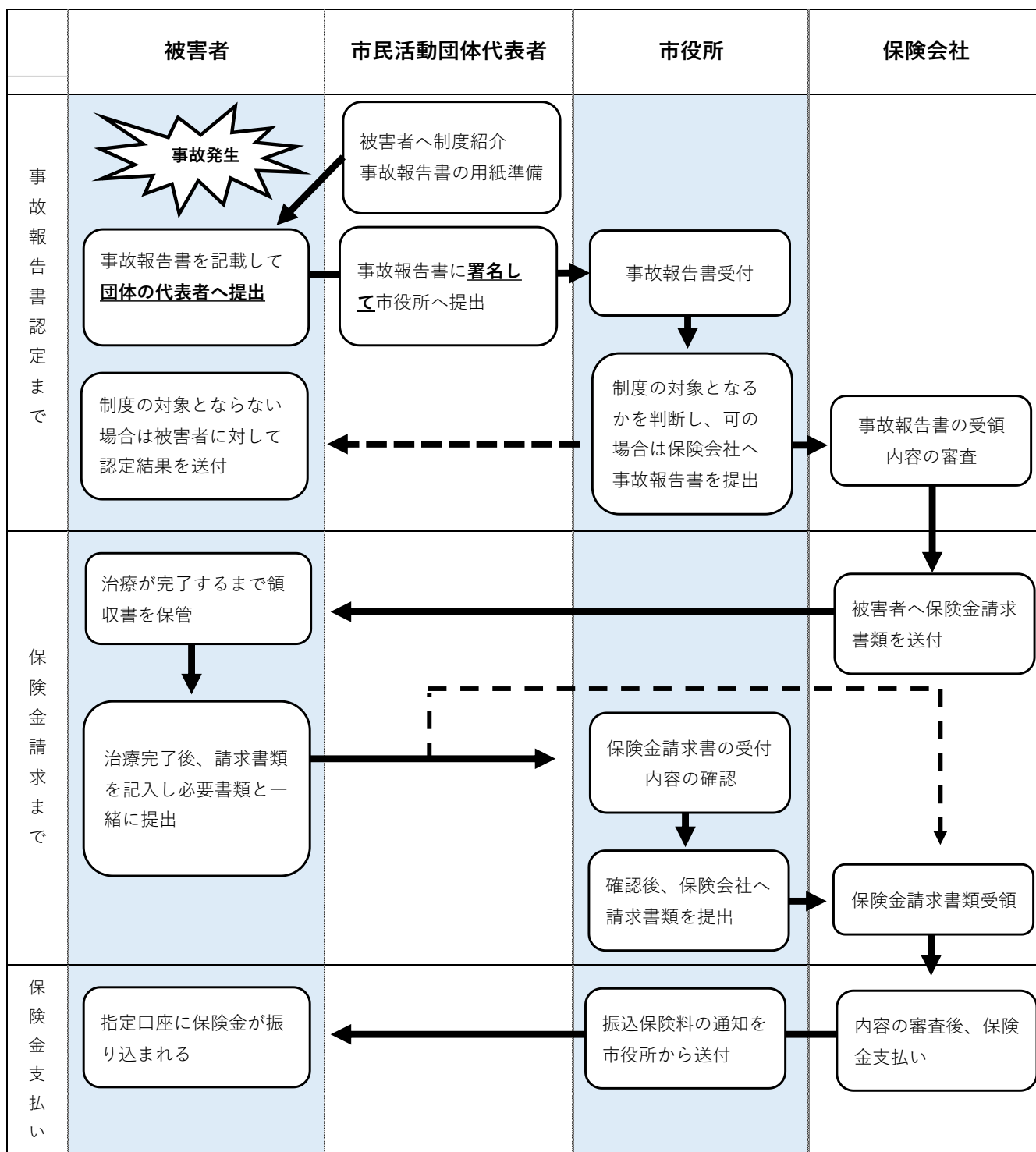


補償の種類	補償金額
1) 死亡補償	300万円
2) 後遺障害補償	上限300万円
3) 入院補償	日額3千円
4) 通院補償	日額2千円
5) 手術補償（1回限り）	保険契約の基準による
6) 特定疾病死亡補償	50万円

○入院補償：事故の日から180日が限度となります。

○通院補償：事故の日から180日以内の通院で、かつ90日が限度となります。

7 事故発生からの流れ



○瀬戸市まちづくり協働課（東庁舎3階）

電話：0561 - 88 - 2801

FAX：0561 - 88 - 2803

ホームページ：<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2011032800153/>

